

## 中央区再開発事業再評価監視委員会設置要綱

令和元年10月28日

31中都地第260号

### (設置)

第1条 中央区再開発事業再評価実施要綱（令和元年10月28日31中都地第259号）第6条第1項の規定に基づき、区長が実施する再評価の内容について専門的知識を有する者の意見を聴くため、中央区再開発事業再評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、再評価の対象となる再開発事業について、区長の諮問に応じ、中央区が実施する再評価の手続を監視し、再評価の内容について審議し、及び答申するものとする。

2 前項の規定による審議の結果、再評価の内容に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、委員会は意見の具申を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、4人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び区民のうちから、区長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及びその職務)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

### (定足数及び表決)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第9条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が適当でないとき、この限りでない。

### (会議録の作成等)

第10条 委員会は会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 開催年月日
  - (2) 出席した委員等の氏名
  - (3) 議事の要旨
  - (4) 審議の経過に関する事項
- (庶務)

第11条 委員会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。